

2022年（令和4年）12月8日

一般社団法人
藤沢駅周辺地区エリアマネジメント
代表理事 山田 秀幸 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

藤沢市藤沢駅前広場管理運営事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2022年（令和4年）11月18日付けで諮問（第1170号）された藤沢市藤沢駅前広場管理運営事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第10条第5項ただし書の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第12条第2項第4号の規定による個人情報を目的外に提供する必要性があると認められる。
- (4) 条例第12条第5項ただし書の規定による個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (5) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するに当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由、目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに

伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経緯

藤沢駅前広場は、本市の都心部であり、藤沢・湘南の玄関口でもある藤沢駅街区を、市民等の憩い、賑わい、交流の場とすることにより、藤沢駅周辺及び本市の魅力を発信し、もって本市の付加価値を高めるための施設として、藤沢市藤沢駅前広場条例に基づき、サンパール広場、サンパレット広場及び北口地下広場の3箇所が設置され、一般社団法人藤沢駅周辺地区エリアマネジメントが、施設の指定管理者として運営管理に関する業務を行っている。

当該業務のひとつである警備・巡回業務については、再委託先の職員が定期的に施設内を巡回し保全及び警備に努めているが、職員が不在となる主に夜間から早朝の時間帯において、禁止行為となっているスケートボードの滑走による施設の物損及び人身事故、放火による施設の焼損、ごみの不法投棄、落書及び排泄行為による汚損等がたびたび発生している。藤沢駅前広場は、時間を問わず誰もが利用できる道路上の施設となっているため、これら不法行為への対応に苦慮している状況である。

そこで、防犯カメラを設置して画像の撮影及び録画すること、並びに、防犯カメラを設置していることを掲示することは、施設への汚破損及び人身事故の未然防止への抑止効果が期待できる。

については、市の施設を運営管理する指定管理者が防犯カメラを設置・運用することについて、個人情報をも本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について、また、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく個人情報の照会について、本施設で発生した傷害、暴行、窃盗、器物損壊または建造物損壊、放火及び不法投棄の犯罪捜査に限り、目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略ができるものとする包括的な取り扱いについて、藤沢市個人情報の保護に関する条例第10条第4項及び第5項、第12条第4項及び第5項並びに第18条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 設置場所の選定方法

市が防犯カメラ設置に当たり設置場所に対する統一的な考えを定め、その範囲で設置場所を選定することとし制定した「藤沢市公共施設等における防犯カメラの設置及び運用に関する指針」に基づき、器物損壊等犯罪が多発する箇所を中心に、施設管理上必要最小限度の台数にて設置場所を選定した。

(3) 個人情報を本人以外のものから収集することについて

ア 個人情報を本人以外のものから収集する必要性

防犯カメラ画像データ録画の目的は、施設内での器物損壊等犯罪を未然防止すること及び施設利用者の安全確保を図るため行うものであり、本人の同意を得て収集する方法では、この目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集する必要がある。

イ 本人以外のものから収集する個人情報

防犯カメラ画像データ

(4) 個人情報をも本人以外のもから収集することに伴う本人通知の省略について

ア 本人通知を省略する理由

本人以外のもから収集する個人情報は、防犯カメラ画像データであり、個人を特定することは事実上困難であることから、通知の送付先が特定できないため、本人通知を省略するものである。

イ 本人通知の代替策

防犯カメラ撮影区域にはカメラを設置している旨及び当該カメラの設置管理者の表示をし、周知を図ります。

(5) 個人情報を目的外に提供することについて

ア 個人情報を目的外に提供する必要性

刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく個人情報の照会に対する防犯カメラ画像データの目的外提供については、当該施設で発生した傷害、暴行、窃盗、器物損壊または建造物損壊、放火及び不法投棄の犯罪捜査に限り、審議会に諮問の手続きを経ることなく、ガイドラインに基づき、目的外提供を行うことができるものとする包括的な取り扱いをする必要性があると判断するものである。

なお、防犯カメラ画像データの提供記録については、5年間保存する。

イ 目的外の提供先

司法警察員として職務を行う者、検察官及び検察事務官

ウ 目的外に提供する個人情報

防犯カメラ画像データ（必要最低限の範囲に限る。）

(6) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

ア 本人通知を省略する理由

目的外に提供する個人情報は、防犯カメラ画像データであり、個人を特定することは事実上困難であることから、通知の送付先が特定できないため、本人通知は省略するものである。また、本人が特定された場合で、本人通知をすることにより当該捜査の遂行に支障が生じるおそれがある旨を捜査機関に確認できた場合に限り、本件に係る本人通知を省略する。

イ 本人通知の代替策

施設内における犯罪捜査のため、防犯カメラ画像データの目的外提供があり得る旨を施設内に掲示します。

(7) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理を行う必要性

撮影した画像のデジタル録画のため、一定の保存期間が経過したデータの自動削除及び画像出力処理のため、コンピュータ処理を行う必要がある。

イ コンピュータ処理を行う個人情報

防犯カメラ画像データ

なお、撮影範囲は施設内であり、近隣家屋及び歩行者等が画像に映り込む場合は、マスキング等の画像処理を施すものとする。

(8) 設置を予定する防犯カメラの概要

ア 設置場所及び台数

サンパール広場に2箇所、サンパレット広場に1箇所、北口地下広場に2箇所の計5箇所

イ 取付方法

サンパール広場及びサンパレット広場は、照明塔へカメラを金具で固定し、北口地下広場は、天井梁に金具で固定する。

ウ システム構成及び性能

レコーダー一体型防犯カメラ（無線 LAN によるデータダウンロード機能付き）とし、藤沢市街頭防犯カメラ運用基準に基づき、画像については保存期間 14 日間経過後に自動消去し、ダウンロードも画像処理専用コンピュータで行う。

(9) 安全対策及び日常の管理体制

安全性に配慮し、次の対策を講ずる。

ア 取付時の安全対策

地震による落下防止及び盗難防止のため強固な金具で固定する。また、防犯カメラ本体を分解し、個人情報や保存した記録媒体が盗まれないよう、記録媒体の取り付ける箇所を施錠できるカメラ機種とする。

イ 情報セキュリティ対策

画像データをダウンロードしたコンピュータについて、保管場所を施錠し、記録媒体利用管理簿の運用を徹底するなど適切な管理に努める。また、不正アクセスや不必要な閲覧を防止するため、インターネットへは接続しない。

防犯カメラについて、記録媒体に暗号化またはパスワードをかけて保存でき、記録媒体を持ち出しても読み取りできない機能を有する機種とする。

ウ 無線 LAN のセキュリティ

無線 LAN の次の機能を有する機種とし、不正アクセスを防止する。

(ア) データ通信時の暗号化は安全性の高い方法を用いていること。

(イ) SSID（アクセスポイントの識別名）を隠蔽することによりステルス機能を有すること。

(ウ) MAC アドレス（無線 LAN に接続するコンピュータに割り当てられている固有の番号）のフィルタリング機能により、防犯カメラへのアクセスを特定の機器に限定できること。

(エ) アクセス用のパスワードや無線 LAN の暗号化を解除するセキュリティキーを定期的に変更する等の対策を講じる。

(10) 実施時期

2022年（令和4年）12月下旬予定

(11) 添付

ア 施設案内図

イ 防犯カメラ設置場所

ウ 防犯カメラ参考機種

- エ 藤沢市公共施設等における防犯カメラの設置及び運用に関する指針
- オ 藤沢市街頭防犯カメラ運用基準
- カ 藤沢市藤沢駅前広場防犯カメラの運用に伴う個人情報の目的外提供に関するガイドライン
- キ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」(1)から(5)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では、個人情報を本人以外のものから収集する必要性について、次のように述べている。

防犯カメラ画像データ録画の目的は、施設内での器物損壊等犯罪を未然防止すること及び施設利用者の安全確保を図るため行うものであり、本人の同意を得て収集する方法では、この目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集する必要がある。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略する合理的理由について

実施機関では、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について、次のように述べている。

本人以外のものから収集する個人情報は、防犯カメラ画像データであり、個人を特定することは事実上困難であることから、通知の送付先が特定できないため、本人通知を省略するものである。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) 個人情報を目的外に提供する必要性について

実施機関では、個人情報を目的外に提供する必要性について、次のように述べている。

刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく個人情報の照会に対する防犯カメラ画像データの目的外提供については、当該施設で発生した傷害、暴行、窃盗、器物損壊または建造物損壊、放火及び不法投棄の犯罪捜査に限り、審議会に諮問の手続きを経ることなく、ガイドラインに基づき、目的外提供を行うことができるものとする包括的な取り扱いをする必要があると判断するものである。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供する必要性があると認められる。

(4) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

実施機関では、個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知の省略につ

いて、次のように述べている。

目的外に提供する個人情報、防犯カメラ画像データであり、個人を特定することは事実上困難であることから、通知の送付先が特定できないため、本人通知は省略するものである。また、本人が特定された場合で、本人通知をすることにより当該捜査の遂行に支障が生じるおそれがある旨を捜査機関に確認できた場合に限り、本件に係る本人通知を省略する。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(5) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理を行う必要性

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

撮影した画像のデジタル録画のため、一定の保存期間が経過したデータの自動削除及び画像出力処理のため、コンピュータ処理を行う必要がある。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関では、安全対策として、次のような措置を講ずるとしている。

(ア) 取付時の安全対策

地震による落下防止及び盗難防止のため強固な金具で固定する。また、防犯カメラ本体を分解し、個人情報を保存した記録媒体が盗まれないよう、記録媒体の取り付ける箇所を施錠できるカメラ機種とする。

(イ) 情報セキュリティ対策

画像データをダウンロードしたコンピュータについて、保管場所を施錠し、記録媒体利用管理簿の運用を徹底するなど適切な管理に努める。また、不正アクセスや不必要な閲覧を防止するため、インターネットへは接続しない。

防犯カメラについて、記録媒体に暗号化またはパスワードをかけて保存でき、記録媒体を持ち出しても読み取りできない機能を有する機種とする。

(ウ) 無線 LAN のセキュリティ

無線 LAN の次の機能を有する機種とし、不正アクセスを防止する。

- a データ通信時の暗号化は安全性の高い方法を用いていること。
- b SSID (アクセスポイントの識別名) を隠蔽することによりステルス機能を有すること。
- c MAC アドレス (無線 LAN に接続するコンピュータに割り当てられている固有の番号) のフィルタリング機能により、防犯カメラへのアクセスを特定の機器に限定できること。
- d アクセス用のパスワードや無線 LAN の暗号化を解除するセキュリティキーを定期的に変更する等の対策を講じる。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認めら

れる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

以 上